# 建設工事等監督要領

（目的）

第１　この要領は、奈良県広域水道企業団が所掌する建設工事等の監督業務について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の２第１項に規定する監督について必要な事項を定め、もって請負契約の適正な履行を確保することを目的とする。

（用語の定義）

第２　この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）　建設工事等

　建設工事等とは、奈良県広域水道企業団の発注する建設工事等（土木工事、配水管等の管路工事、建築工事、解体工事、設備工事及び舗装工事等）とし、また、技術・危機管理課長が特に必要であると認めた工事、及び契約書に基づき監督職員を配置する委託業務（別に監督要領の定めがある測量業務、地質・土質調査業務及び土木設計業務等を除く）もこれに含めるものとする。

（２）　本部決裁

　本部決裁とは、１件の当初設計金額が１億円以上の広域水道センター発注の契約及び１件の当初設計金額が５千万円以上の市町村事務所発注の契約をいう。

（３）　事務所決裁

　事務所決裁とは、本部決裁以外の契約をいう。

（監督責任者）

第３　監督を指揮するため、監督責任者及び監督副責任者を置くものとする。

２　監督責任者は、本部決裁にあっては事業管理課長及び当該契約を担当する事務所の長（以下「所長」という。）、事務所決裁にあっては、当該契約を担当する所長とする。

３　監督副責任者は、本部決裁にあっては事業管理課の主幹（若しくは課長補佐）相当職及び当該契約を担当する事務所の次長相当職にある者、事務所決裁にあっては当該契約を担当する事務所の次長相当職にある者とし、監督責任者を補佐するものとする。ただし、これにより難い場合は、監督責任者が兼ねることができるものとする。

（監督職員）

第４　監督職員は、次に掲げる表の区分により、事務所に総括監督員、主任監督員及び一般監督員を置くものとする。

　ただし、「水道の布設工事」（水道法第 3 条）においては、監督職員の内１名は水道法第 12 条に基づく有資格者でなければならない。

| 当　初<br>設計金額 | 500万円以上 | | | 500万円未満 | |
|---|---|---|---|---|---|
| 区分<br>職 | 総 括 | 主 任 | 一 般 | 主 任 | 一 般 |
| 担当課長相当職 | ○ | | | (○) | |
| 担当係長相当職 | | ○ | | ○ | |
| 担当者 | | | ○ | | ○ |

※　当初設計額による定めとし、設計変更に伴う監督員区分の変更は行わないものとする。

※　当初設計額が 500 万円未満の場合には、主任監督員は、担当課長相当職もしくは担当係長相当職のいずれか１人でよいものとする。

※　工種、規模等を考慮して一般監督員を増員できるものとする。

２　上表の区分により難い場合は、別途定めることができるものとする。

（監督業務及び分担）

第５　監督職員は、契約図書及び建設工事等監督技術基準等で定める事項の範囲内において監督業務を行うものとする。
２　前項の監督業務について、特に監督責任者が指示したもののほか、総括監督員、主任監督員及び一般監督員は、次の各号に掲げるとおり監督業務を分担するものとする。
（１）　総括監督員
総括監督員は、監督総括業務を担当する。
①　受注者に対する指示、承諾又は協議及び関連工事の調整のうち重要なものの処理
②　設計図書の変更、一時中止又は打切りの必要があると認める場合における契約担当者に対する報告
③　主任監督員及び一般監督員の指揮監督並びに監督業務のとりまとめ
（２）　主任監督員
主任監督員は、現場監督総括業務を担当する。
①　受注者に対する指示、承諾又は協議（重要なもの及び軽易なものを除く。）の処理
②　工事実施のための詳細図等（軽易なものを除く。）の作成及び交付又は受注者が作成した図面の承諾
③　契約図書に基づく工程の管理
④　立会、段階確認、工事材料の試験又は検査の実施（他のものに実施させ当該実施を確認することを含む）で重要なものの処理
⑤　関連工事の調整（重要なものを除く。）
⑥　設計図書の変更（重要なものを除く。）
⑦　一時中止又は打切りの必要があると認める場合における総括監督員への報告
⑧　一般監督員の指揮監督並びに現場監督総括業務及び一般監督業務のとりまとめ
（３）　一般監督員
一般監督員は、一般監督業務を担当する。
①　受注者に対する指示、承諾又は協議で軽易なものの処理
②　工事実施のための詳細図等で軽易なものの作成及び交付又は受注者が作成した図面のうち軽易なものの承諾
③　契約図書に基づく工程の管理
④　立会、工事材料試験の実施（重要なものを除く。）
⑤　段階確認、施行状況検査
⑥　設計図書の変更、一時中止又は打切りの必要があると認める場合における主任監督員への報告
⑦　一般監督業務のとりまとめ
３　やむを得ず総括監督員を置くことができないときは、主任監督員がその業務を代行するものとする。
４　第２項に規定する指示について総括監督員が必要と判断した場合は、監督責任者である所長の承認を得るものとする。
５　建設工事請負契約書第 12 条第１項及び第２項で定める現場代理人等の交替については、原則として、監督責任者が請求するものとする。

（監督職員の任命及び受注者への通知）
第６　所長は、請負契約の締結後、直ちに、当該工事を担当させる監督職員を第４の区分に基づき、当該所属の職員のうちから任命するものとする。
２　所長は、監督職員任命伺（監第１号様式）の決裁により監督職員を任命し、受注者に対して、監督職員の職氏名を監督職員通知書（監第２号様式）により通知するものとする。ただし、工事目的物の全部の引渡しが完了した場合には、監督職員を解除する手続きを特に要することなく、その日をもって免ずることとする。
３　所長は、監督職員に任命された職員が人事異動等により交替する場合は、第４の区分に基づき、受注者に対して、速やかに監督職員変更通知書（監第３号様式）により通知しなければならない。ただし、監督職員に任命された職員が病気等で職務を執行することが困難であると認められる場合にあっては、第４の区分にかかわらず、監督職員を変更することができるものとする。

（現場技術員の受注者への通知）

第７　監督業務の一部を建設コンサルタント等に委託し、職員以外の者（以下「現場技術員」という。）を配置することができる。

２　監督職員は、前項の規定により監督業務の一部を委託する場合には、受注者に対して、委託先及び現場技術員の氏名を現場技術員（変更）通知書（監第４号様式）により通知するものとする。現場技術員を変更したときも同様とする。

（監督業務の委託）

第８　建設工事等が特殊な場合であって、特に専門的な知識若しくは技能を必要とすることその他の理由により職員による監督が困難であり、又は適当でないと認められるときは、第６第１項の規定にかかわらず事業管理課長の承認を得て、監督業務を職員以外の者（契約の相手方である受注者を除く。）に委託することができる。

（監督の技術的基準）

第９　監督職員が監督を行うに当たって必要な技術的基準は、土木工事等監督技術基準及び建築工事監督指針（奈良県県土マネジメント部）によるものとする。

（事故報告）

第 10　監督職員は、当該工事において事故が発生したときは、受注者に早急に事故報告を提出させ、その内容を確認するとともに、速やかに、監督責任者に報告するものとする。

附則

この要領は、令和７年４月１日から施行する。